

トコノマの用法と仕様からみた機能・性格の再検討

—先祖祭祀と学芸の場としての意味—

主査 小沢 朝江*¹

委員 小粥 祐子*², 赤澤 真理*³, 長田 城治*⁴, 波多野 想*⁵

本研究は、日本住宅独自の意匠であるトコノマについて、仕様と用法の関係を上層住宅・庶民住宅の双方から検討するものである。内裏・江戸城では、公的な場では板床、私的な場では畳床が使い分けられ、内裏では宝永期以降畳床の使用が表向に広がる一方、江戸城では大広間・白書院上段の間等で幕末まで板床を堅持した。板床・畳床の場の性格による使い分けは室町後期の会所等ですでに確認でき、畳床の採用の拡大は、表向で「書院」を重用する殿舎構成の変化に伴う可能性が高い。一方庶民住宅では、地域ごとにトコノマの設置や仕様選択の傾向が相違し、仕様の使い分けには先祖祭祀と接客・親族儀礼の場の対比が重視された。

キーワード : 1) トコノマ, 2) 用法, 3) 仕様, 4) 学芸, 5) 祭祀, 6) 畳床,
7) 板床, 8) 御所, 9) 江戸城, 10) 庶民住宅

ANALYSIS ON THE FUNCTION AND THE CHARACTER OF TOKONOMA BY ITS USE AND SPECIFICATION

— The Meaning as the Place of Ancestor Worship and Liberal Arts—

Ch. Asae Ozawa

Mem. Ogai Masako, Akazawa Mari, Osada Joji, Hatano So

This study aims to analysis TOKONOMA as the original design of Japanese houses, of upper classes' and common ones'. In the imperial palace and Edo castle, Itadoko was used in the official area and Tatamidoko was in the private area. In the imperial palace, Tatamidoko had expanded from 18th century, while in Edo castle, Itadoko had been stuck to use in Ohiroma until the end of in the mid 19th century. On the other hand, in common houses, each local area had own tendency of place and specification based on the comparison with their ancestor worship and guest service.

1. はじめに

「床の間」(以下、史料上の表記など特に区別する場合を除き、混乱を避けトコノマと表記)は、書院造における座敷飾のひとつであり、現代まで続く日本住宅独自の内部意匠である。その起源は、仏具卓を作り付けにした「押板」と、厚畳・上畳が転じた上段としての「床」であり、堀口捨己は茶室での用法の影響により両者が縮小して半間奥行の畳床が生まれたと推測し^{文1)}、太田博太郎がこの説を補強した^{文2)}。一方平井聖は、トコノマ・違棚・付書院・帳台構による定形が遅くとも16世紀末には成立したこと、4種が揃う組み合わせは明暦大火(1657)以降江戸城を除いて衰退し、同時に三具足を対で置く格の高い床飾りも略されて、座敷飾が床飾り無しでも格を示す装置として確立したと指摘した^{文3)}。

ただし、このトコノマの定形化後の姿には、依然として疑問が残る。第一に押板と床(上段)が有した機能差は消滅したのか、第二に押板と床(上段)に繋がる板床・畳

床の仕様差は、単なる意匠なのかという点である。

注目されるのは、トコノマを神仏や家祖に関わる祭祀の場とする用法の存在である。大河直躬は、東日本の古式の民家では主座敷や居間に押板に類似した装置が設けられ、仏壇や神棚に近い用法があることを指摘した^{文4)}。この装置は、上層住宅の影響で普及したトコノマとは発生を異にし、仏具卓を起源とする押板本来の性格に近い。すなわちトコノマは、押板や床(上段)が有した機能や性格を後世まで残した可能性を示唆し、単なる格式表現だけではない存在意義を持ち続けたと推測できる。

以上の視点から、本研究はトコノマについて、仕様の使い分けの実態と用法との関連を上層住宅・庶民住宅の双方から検討することにより、トコノマの意味を再検討することを目的とする。

研究方法として、まず上層住宅については、史料が豊富な内裏・院御所と江戸城の各御殿のトコノマの仕様差を造営期ごとに整理し、部屋の性格や年代との関係に分

*¹ 東海大学工学部 教授

*² 昭和女子大学人間社会学部 助教

*³ 日本学術振興会特別研究員 SPD(国文学研究資料館)

*⁴ 東海大学大学院博士課程総合理工学研究科

*⁵ 中国科技大学建築系建築研究所 助理教授

析するとともに、行事等における用法を古記録から検討する。その仕様の使い分けと用法の特徴を、他の上層住宅および絵画史料を加えて検証し、その成立要因を座敷飾の定型化以前の室町期の御成記等の史料を用いて適宜的に検討する。一方、庶民住宅については、国指定重要文化財の民家を対象に、トコノマの位置・仕様を改造による年代差を含めて網羅的に把握し、特に仕様差の著しい地域を対象に、用法との関係を検討する。なお執筆は、各章末尾の記載の通り、第3章を小粥、第4章を赤澤、第7章を長田・小沢、他を小沢が担当した。

2. 内裏・御所におけるトコノマの仕様と用法

2.1 仕様

慶長度以降の内裏・院御所等の主要御殿^{注1)}について、中井家文書の指図^{文5)}および仕様書等から、トコノマの有無と上面の仕上げ(板, 畳)を整理したものが表 2-1 である^{注2)}。仕様が判断できない事例はあるものの、全体として板床(押板床)から畳床へ移行し、現存する安政度内裏は御涼所裏の間以外全て畳床である。

畳床の採用は、仕様が判明する例では寛永度後水尾院御所御書院(寛永7)が最古で、これを含め寛文度以前は御書院・小御所・御学問所に偏る。特に小御所・御学問所では、1棟にトコノマを持つ部屋が複数あり、部屋ごとに仕様が異なる点が特徴で、寛文度内裏御学問所(寛文3)の場合、南西12畳のみ「畳床」とあり、書き込みの無い他の2室は板床とみられる。同様に延宝度内裏御学問所(延宝3)も、北東上段10畳は仕様書に「地板槻、(中略)落掛内小壁同蹴込共張付押箔」とある^{文6)}ことから板床、北西上段11畳は仕様書に板材の記載が無く、指図でトコノマの前面に「ヌリカマチ」と書き込みがあることから畳床と判断できる。

板床は、対面所や各御殿の上段など公的な部屋で採用が多く、延宝度内裏女御御殿の上段は「御板床」、延宝度後西院御所女御御殿御幸之間も「口板」と書き込みがあるなど、延宝度以前はこの傾向をほぼ継承する。しかし、延宝度明正院御所対面所の上段に畳床を用いたのははじめ、延宝度後半から畳床の採用が増え、宝永度内裏女御御殿上段(正徳5)も「御畳床」で、これ以降は前述の安政度御涼所以外板床の例は無い。

一方畳床は、一般に板床より内向の空間に用いられたとされるが、内裏・院御所の場合、延宝度以前は天皇・院の常御殿にトコノマが無い例が多く、また女御や女院の常御殿は延宝度東福門院御所(延宝5)以降は全て畳床、それ以前は全て板床と年代で分かれるため判断しがたい。ただし、初期には御書院・御学問所など学問や文芸と関わる建物に使用が限定された点、特に次室正面のトコノマは板床、庭側を向くトコノマは畳床という差がある点が注目できる^{注3)}。斎藤英俊は、八条宮智忠親王学問所

(寛永6頃、現相国寺慈照院書院)等を例に、学問所の中に文芸的隠遁者の庵の系譜を引き継ぐ草庵風の意匠が存在したことを指摘しており^{文9)}、江戸時代前期の公家住宅の学問所は遊興的要素を含んでいた。

これを考え合わせれば、内裏・御所においてトコノマは、当初は公的な部屋では板床、御書院・御学問所の一部など私的な部屋では畳床が用いられたが、宝永度以降畳床の採用が拡大し、御殿や部屋の性格に関わらず全室で用いられるようになったことが判明する。

2.2 用法

内裏・院御所の行事における用法を、板床と畳床を混用する宝永度以前を対象に、『天皇皇族実録』^{文10)}等により検討する。宮中儀式および対面を除外すると、和歌会や歌合、学問講釈など学問・文芸、楽・謡・舞・猿楽などの芸能の鑑賞・演奏、および近親者の年忌などの法事に大別され、以下行事別に検討する(表 2-2)。

(1) 学問・文芸

学問・文芸では、正月の和歌御会始は内裏の清涼殿、院御所の広御所などトコノマの無い建物が多いが、他の

表 2-1 内裏・院御所におけるトコノマの仕様

No.	造年度	御所名	建築年	広御所	御幸対面所	御小御所	御学問所	御書院	御休息所	御常御殿	院女御・殿女
1	慶長	後陽成院御所	1607	×	/	×		/	×	×	/
2	慶長	新上東門院御所	1611		/						○
3	慶長	内裏	1613			/	○○			×	/
4	慶長	女御御殿	1620	×	/						○○/
5	寛永	後水尾院御所	1630		/	//		●/	○		
6	寛永	東福門院御所	1630		×○/						×
7	寛永	内裏	1642			×	×		×/		
8	寛永	明正院御所	1643					/	/		
9	承応	内裏*	1655			○●	○/		/	○/	
10	寛文	明正院御所	1662		/			●	/		
11	寛文	女一宮御所	1662		○						×
12	寛文	内裏*	1663			×	○○●		×	○//	
13	寛文	後水尾院御所	1663	×				×	×/		
14	寛文	東福門院御所	1663		//						×/
15	寛文	後西院御所*	1664	/		○●	//		○○●	//	
16	延宝	後水尾院御所 I	1673	×				×	×	×	
17	延宝	東福門院御所 I	1674		○						●/
18	延宝	内裏	1675			×	○●		×	○○○	
19	延宝	後西院御所*	1675	○				●●	●×	○○●	
20	延宝	明正院御所	1676		●●				×		
21	延宝	後水尾院御所 II	1677	×				×	×	×	
22	延宝	東福門院御所 II	1677		×●/						●
23	延宝	朝仁親王御所	1685	×					○×		
24	延宝	靈元院御所	1687	再用		/		×	再用		
25	延宝	慶仁親王御所	1708	×		×		●	●		
26	宝永	内裏	1708			×	//		/		
27	宝永	靈元院御所	1709	×		×		/	//		
28	宝永	東山院御所	1709	×		×	/	●/	/		
29	宝永	女御御殿	1715								●●
30	宝永	中御門院御所	1735	×		×			//		
31	宝永	恭礼門院御所	1767								●●
32	宝永	開明門院御所	1772		●						●
33	寛政	内裏*	1790			×	//		●●	●●●	
34	寛政	後桜町院御所	1790	×		×			/		
35	安政	内裏	1855			×		●		●●	●●●

凡例：○板床、●畳床、×無し、/仕様不明、*女御御殿を含む。
『中井家文書の研究一〜八』等により作成。

月次の和歌会や源氏物語講釈は、内裏では御学問所・小御所・常御殿、院御所では小御所に相当する御会間を中心とする。内裏の清涼殿、寛永度後水尾院御所の御対面所は大規模な和歌会・連歌会に限られた。

具体的にみると、まず正月の和歌御会始では、寛永8年(1628)の寛永度後水尾院御所の場合^{注4)}(図2-1)、御対面所の「東端間二間」を用い、北側の部屋に南面して院の御座を設け、和歌を集める硯箱の蓋を東に置いて、左右に作者の3名が座す。次室には、文臺とその左右に燈臺を置き、読師・講師・発声・講頌の諸役が西から順に座す^{注5)}。群集は西隣室に参集するが、主要な儀式は南北に並ぶ2室で行う。また内裏清涼殿での歌御会始^{注6)}では、いずれも昼御座北側の東中段・上段・西中段の3室を用い、東中段の御簾奥に天皇と院、上段に作者、西中段に被講の諸役が座し、南隣りの下段に群集が列しており、天皇・院の座所を上段と一体とみれば、先述の寛永度後水尾院御所と方位は異なるものの構成は一致する。

一方、通常の和歌や連歌会の場合、慶長度内裏では慶長20年(1615)2月9日の歌会^{注7)}(図2-2)や元和5年2月10日の和漢連句会^{注8)}に御学問所の南列3室を用い、トコノマのある東端の上段に天皇と執筆、続く下段2室に参会者が南北に向き合って2列に座した。この際、部屋境と南面の障子を取払って御簾を懸け、上段の西端に机や硯蓋を置くが、トコノマの室礼は不明である。同様に、貞享3年(1686)5月19日の延宝度内裏の歌会^{注9)}では、小御所のうち庭に面する東列の3室を用い、上段に天皇が座して硯蓋を置き、中段2室に参会者が列席しており、上・中・下段という序列のある3室を庭と平行して用いる点、庭側の障子を取払う点が共通する。

つまり、同じ和歌の行事であっても、日常の歌会等は庭に平行に座を設け、正月の和歌御会始のみ庭と直交した2室で構成したといえ、前者が対面の着座と一致することを考えれば、和歌御会始は中世以来の用法を踏襲し、歌会等は近世的な序列に沿った用法といえる。ただし、

寛永16年10月の寛永度後水尾院御所の連歌会^{注10)}の場合、北面にトコノマを持つ上・中・下段があるにも関わらず、トコノマの無い南面(庭側)の3室を用い、また元禄3年(1690)10月24日の延宝度靈元院御所での孟子講釈^{注11)}では、御会間上段に院の座を下段向きに設け、中段に講師と撰家、下段に他の公卿が列するが、院の背に屏風を立てて、背後のトコノマは用いなかった。

一方、天皇や院が関与した古今伝授(御所伝授)では、1例を除き、御学問所や常御殿などトコノマのある建物が用いられた。明和4年(1767)の後桜町天皇から職仁親王への伝授^{文12)}では、内裏御学問所のトコノマに人麻呂像を掛け、その前に広蓋に載せて太刀・鏡・勾玉を置き、文臺を挟んで伝授者と伝受者が向き合った。安永3年(1774)の後桜町天皇から近衛内前への伝授^{文12)}では、トコノマの上部に錦を張り、床にも錦を敷いて、明和4年と同様人麻呂像等を設えた。古今伝授は、天正2年(1574)の細川幽斎の伝授以降形式が整い、後水尾天皇に始まる御所伝授で完成したとされ^{文12)}、江戸期の儀礼の完成期にトコノマを含めた室礼が確立されたといえる。

(2) 芸能

芸能は、小御所・御会間と清涼殿に二分でき、正月の千秋万歳や舞御覧、楽会始など儀式的な性格が強い場合は清涼殿、月次の御楽会等では小御所が使い分けられ、内裏の能(猿楽)では紫宸殿も用いられた。この際、舞や御囃子の所作が原則として庭上で行われ、天皇や院が建物内から見る点が共通する。清涼殿では東庭に舞台等が設けられ、また慶長度～宝永度の小御所・御会間・御学問所も、一部を除き前面に「小御所の御庭」(慶長度内裏)、「御鞠掛」(延宝度内裏)など行事用の庭を持った。

正徳6年(1716)正月の宝永度内裏千秋万歳の敷設^{図注12)}によると、天皇の座は清涼殿の東庇に設けられ、周囲に屏風を立て回し、庭上の舞をみた。同様に、慶長20年2月12日の慶長度内裏での月次御楽始^{注13)}は「御学問

表2-2 内裏・院御所における行事の使用御殿

造営年度	御所名	建築年	学問・文芸				芸能			法事
			和歌・詩歌・連歌	学問講釈	和歌御会始	古今伝授	謡・猿楽・能・舞・御囃子	蹴鞠	千秋万歳舞御覧	
慶長	内裏	1613	清涼殿 *御学問所 *小御所	清涼殿 *御学問所 *小御所	清涼殿 *小御所			清涼殿	*御学問所	清涼殿
寛永	後水尾院御所	1630	*御対面所 *御会間		*御対面所	明暦3.2.21 *御会間	*御会間		*御会間 *御対面所	*御対面所 *泉殿 *御会間
寛永	内裏	1642	清涼殿 小御所	小御所 *休息所	清涼殿		小御所 清涼殿	清涼殿	小御所	
承応	内裏	1655		*御学問所	清涼殿		紫宸殿(猿楽)			清涼殿
寛文	内裏	1663	*御学問所	*御学問所 小御所	清涼殿		常御殿	小御所	小御所	清涼殿
寛文	後水尾院御所	1663	御書院			寛文4.5.18 広御所				広御所
寛文	後西院御所	1664	奥之御書院 *広御所							
延宝	内裏	1675	小御所	小御所	清涼殿	天和3.4.16 *御学問所	清涼殿 小御所	小御所	清涼殿 小御所	清涼殿
延宝	後水尾院御所II	1677			広御所		清涼殿 小御所	小御所	清涼殿 小御所	清涼殿
延宝	靈元院御所	1687	*御会間	*御会間	広御所		広御所 *御会間	広御所	広御所	*御会間
宝永	内裏	1708				明和4.2.14 *御学問所 安永3.5.14 *御学問所				
宝永	靈元院御所	1709	小御所 *常御殿	小御所	広御所	正徳4.5.30 *常御殿 享保6.6.23 *常御殿	小御所 *常御殿 武家御帳所	広御所	広御所	広御所 小御所

凡例：*はトコノマがある建物。『天皇皇族実録』等により作成。延宝度後水尾院御所 I、寛永・寛文・延宝度明正院御所、延宝度後西院御所は記事が極めて少ないため削除した。

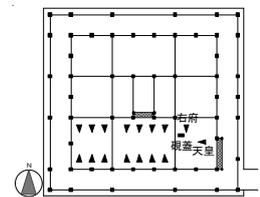


図2-1 和歌御会始の着座
(寛永度後水尾院御所御対面所。文献5所収指図および注4により作成)

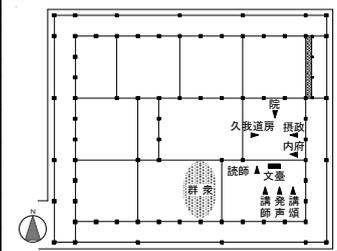


図2-2 当座和歌会の着座
(慶長度内裏御学問所。文献5所収指図および注13により作成)

所南庭」で行われ、小縁(落縁)の下に横1間・長3間の「平張」を設けて地下座とし、小縁に円座を敷いて堂上、その内側に天皇が座した。寛永度後水尾院御所でも、寛永15年12月5日に御会間南列中央の「雁ノ間」で振舞と御楽・神楽があり^{注14)}、承応3年(1654)正月9日には同所で庭に舞台を組んで御謡始が行われた^{注15)}。先述の通り、小御所・御学問所の庭向きに畳床が多い点は注目できるが、宝永度以降この位置のトコノマは減少した。

(3) 法事・祈祷

近親者の年忌の仏事は、内裏では清涼殿、院御所では広御所・御対面所・御会間が用いられた。

内裏清涼殿での法事は、延宝8年(1680)6月13日の東福門院三回忌の記事^{注16)}が詳しく、「道場」として「庇中央」「母屋東二間」と臺盤所・朝餉間を用い、本尊を西面に掛けて前に香炉等や散華の花籠等を置き、導師が東寄りに西向きに座し、他の僧侶は南側に北向きに座した。この用法は、文禄3年(1594)の正親町院三回忌^{注17)}、元和9年(1623)の後陽成院七回忌の鋪設図^{注18)}でも確認でき、東向きに場を設えたことがわかる。

これに対し寛永度後水尾院御所の場合、寛永21年の後陽成院正忌^{注19)}では、御対面所南列東端の24畳を用い、東面に御簾を掛けて観音像を西向きに掛け、前面の折卓上に燭台・香炉・立花を置き、導師ら僧侶が東向きに座した。一方、慶安2年(1649)の後陽成院三十三回忌^{注20)}では、御対面所南列中央の24畳を用い、観音像を北面に南向きに掛け、僧侶が北向きに座しており、この用法は承応2年の寛永度後水尾院御所御会間の「雁ノ間」での観音懺法^{注21)}でも共通する。後者では、「北ノ床」に「南面ニ本尊壹幅掛、床ノ上ニ折卓ヲ置」いており、慶安2年11月の寛永度後水尾院御所での後円融院追福^{注22)}でも、「泉殿」の「西押板上中央」に本尊を掛け、卓・三具足・打敷・位牌等を供えた。(小沢)

3. 江戸城におけるトコノマの仕様と用法

3.1 仕様

江戸城には、本丸御殿、西丸御殿、二丸御殿、五丸御殿などの御殿が建ち並んでいた。江戸城の諸御殿は、何度かの火災による焼失と再建を繰り返した。諸御殿の再建回数には諸説あるが、『東京市史稿 皇城篇』^{文13)}によると、本丸御殿は5回、西丸御殿は4回再建されている。これらのうち、トコノマの仕様が明らかになるのは幕末の万延元年(1860)竣工の本丸御殿(以下、万延度本丸御殿と略記)の表・中奥である^{注23)}。ただし、封建秩序を保つ必要がある江戸城本丸御殿は、その再建の際、それまで建っていた御殿の「有形の通り」とするので、万延度以前についても、ほぼ万延度の通りであったと考えてよいであろう。

本丸御殿は幕府の政庁であり将軍および将軍一家の住

宅であった。本丸御殿は、幕府の政庁である表、将軍の執務・生活空間である中奥、将軍一家の生活空間である大奥^{注24)}の3つに分かれていた。表は公的な儀式や行事がおこなわれる主要御殿、諸大名や役人の殿中席・溜、諸大名・役人の詰め所である下部屋をつなぐ入廊・廊下からなる。万延度本丸御殿においてトコノマがつくのは、主要御殿の遠侍、殿上之間、大広間上段、白書院上段と連歌之間、黒書院上段、殿中席・溜である桜溜、松溜、柳之間、紅葉之間、竹之間である。一方、中奥は将軍の執務および住居と将軍が生活するのに必要な諸室からなる。このうち、中奥においてトコノマがつくのは、主要御殿の御座之間上段、御休息上段、御小座敷上段、楓之間、新座敷である。

万延度本丸御殿(表・中奥)の主要御殿の場合、白書院以外の御殿はトコノマが1ヶ所であるが、白書院は上段と連歌之間と2ヶ所にある(図3-1)。このように一御殿にトコノマが2ヶ所ある例は、寛永度・万治度江戸城本丸御殿白書院にもみられる^{文15)}。

次に、万延度本丸御殿(表・中奥)主要御殿のトコノマの仕様を示したものが図3-2である。

板床を用いているのは、表の遠侍・殿上之間・大広間上段・白書院上段である。遠侍は間口3間半・奥行半間、殿上之間上段は間口2間・奥行半間、大広間上段は間口3間・奥行半間・厚さ5寸3分、白書院上段は間口2間・奥行半間・厚さ4寸8分の板床である。

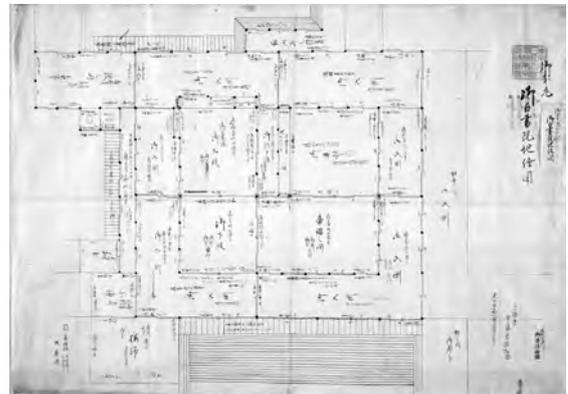


図3-1 「御本丸御白書院地絵図」(東京都立中央図書館東京誌料文庫蔵)



図3-2 万延度本丸御殿(表・中奥)主要御殿の畳の仕様
凡例：■トコノマ 「江戸城御本丸万延度御普請御殿向表奥惣絵図」
(東京都立中央図書館東京誌料文庫蔵)に筆者が畳の仕様をプロットした。

これに対し、畳床を用いているのは、^{おもて}表の白書院連歌之間・黒書院上段、中奥の御座之間上段・御休息上段・御小座敷上段である。白書院連歌之間のトコノマは間口3間・奥行半間に塗框を入れ、黒書院上段のトコノマは間口2間・奥行半間に4寸8分×4寸2分の框を入れている。御座之間上段のトコノマは間口2間・奥行半間で蟬色の框を入れている。御休息上段のトコノマは間口1間半・奥行半間である。御小座敷上段のトコノマは間口1間・奥行半間で6寸×3寸6分の框を入れている。なお、先述のように白書院はトコノマが2か所あるが、上段は板床であるのに対し、連歌之間は畳床である。また殿中席・溜は、松溜は畳床と仕様が判明し、桜溜・柳之間・紅葉之間・竹之間は平面図に「塗框」と書かれている。

3.2 用法

本丸御殿表・中奥の主要御殿で行われる儀式・行事と御殿の関係については、すでに平井聖の論考がある^{文3)}。平井は、対面における主要御殿の用法をみると、規模の大きな公式の場合(大広間・白書院)と内輪の場合(黒書院・御座之間)とに分けられるとしている。また、儀式・行事から主要御殿の性格をみると、大広間は公式の儀式・行事、白書院は所作事、黒書院は副次的、御座之間は内輪の儀式・行事という特徴があるとされている。

大広間上段・白書院上段など板床を用いる御殿では、規模の大きな公式の儀式が行われた。一方、白書院連歌之間・黒書院上段・御座之間上段など畳床を用いる御殿では、内輪の対面や儀式が行われた。つまり、板床は公的、畳床は私的に用いられている。

そこで、儀式や典礼の際、板床・畳床がどのように用いられているか、具体的な例を『徳川盛世録』『徳川禮典録』などからみていく。

(1) 板床の用法

板床の用例が明らかになるのは、將軍宣下、勅使・院使との対面である。

將軍宣下は、將軍の代替わりに朝廷より勅使が下向し行われる重要な儀式である。『徳川盛世録』には享保元年(1716)の8代・吉宗の例が書かれている。これによると、吉宗は大広間に出御し上段に着座している。將軍宣下が終わると、勅使が朝廷より賜る黄金2枚の太刀目録を上段に着座する吉宗の前に置き、吉宗が拝受したのち、この太刀目録を「床の間」に納めている。

朝廷からの太刀目録をトコノマに納める例としては、『徳川禮典録』には、天保2年(1831)3月2日の白書院での勅使・院使が將軍・世子との対顔についても書かれている。將軍が上段に着座、勅使が祝儀を述べたのち、禁裏・仙洞・准后からの太刀目録を「床」に納めている。

(2) 畳床の用法

畳床の用例としては、具足祝と連歌がある。

具足祝は、正月11日に黒書院で行われる行事である。『徳川禮典録』所収の「天保度御式」によると、將軍は黒書院上段に着座し、譜代大名などに対面している。この際、黒書院のトコノマには、太刀(一文字助茂)・刀(本庄正宗)・脇差(行助)・具足(一領)を飾っている。

連歌は、正月11日に白書院連歌之間で行われ、老中、連歌師、御連衆によりとり行われる儀式である。將軍は、連歌の最中に連歌之間近くを通過して透見するのみで、連歌之間に入ることはない。

連歌之間のトコノマに飾られたものは、『徳川禮典録』所収の「天保度御式」によると、建武頃(1333)に宅摩榮賀によって描かれた菅原道真の像、蒔絵の机、錫瓶子一対である。他方、水野忠精の『幕末老中日記』安政7年(1860)正月11日条によると、トコノマには「天神」の掛け軸をかけたとある。日記には、連歌の際、「天神」の掛け軸へ拝礼し、連衆が挨拶して掛け軸と懐紙を請け取る際の図が書かれている。これによると、老中がトコノマの前、連歌師がトコノマを背にして向かって右側に、左側に御連衆が座っている。また、石川金阿弥が奉じた「正月十一日御連歌之節御床江出御品之義申上候書附」(国立公文書館多門櫓文書)^{注25)}には、連歌の当日、懐紙・小奉書・三方・水引を用意するとある。(小粥)

4. 絵画史料にみるトコノマの仕様と用法

4.1 絵画史料にみるトコノマの仕様の受容

トコノマの仕様の使い分けを絵画史料から検討する。

従来、絵画史料に描かれたトコノマについては、14世紀制作の『法然上人絵伝』『慕婦絵』にみる、壁に掛け軸を掛け前机に三具足を置く形式が押板の起源であり、『慕婦絵』のうち文明14年(1482)に補作された巻のみ作り付けの押板が描かれることから、15世紀後期が押板すなわち板床の初見と指摘されてきた^{文1,2)}。一方、畳床については、管見に及ぶ限り15世紀の制作とされる『祭礼草紙』『掃墨物語絵巻』が初見であり、前者では違棚の前面に2畳分の上段(床)が描かれ、後者では囲炉裏を切った一室内に板床(押板)と畳床を備えている。

そこで、15世紀後半以降の板床・畳床の受容と使い分けを、中世絵巻のうち異本・模本が多い『酒飯論絵巻』^{注26)}に注目して検討する。同絵巻は、酒好きの「上戸」と飯好きの「下戸」、その両方を好む「中戸」を主題とした絵巻で、食事や宴席の描写が詳細なことから食文化史等の研究史料として高く評価されている。並木誠士によると^{文17-20)}、異本・模本として15作品が確認でき、これらは狩野派系と土佐派系の2系列に分けられ、いずれも原本は16世紀前半の成立と想定されている。

狩野派系では、室町期に遡る模本である三時知恩寺本・文化庁本をみると、「上戸」の場面に2箇所、「中戸」「下戸」の場面に各1箇所のトコノマが描かれ、いずれも

板床である。ただし、場面ごとに形式が異なり、「上戸」は室一面を使用し、鉤型にもう一つ床が付き、高さが低い、「中戸」「下戸」の順で幅が狭く、高さが高い。蹴込は「上戸」が白塗、「中戸」「下戸」は唐紙張り等である。

このうち、模本ごとに異同が多いのは「上戸」の場面で、最も古式を示すとされる個人蔵本では左手のトコノマに錦を敷くが、茶道資料館本(図 4-1)では板全体を朱に塗り、江戸期の模本である愛媛県歴史文化博物館本では框のある板床で描く。また、個人蔵本では「上戸」の2つのトコノマはいずれも蹴込があるが、茶道資料館本ではいずれも床に直立する框床に近い形式で、さらに愛媛県歴史文化博物館本では正面の大床のみ畳床とする。このような改変は、『酒飯論絵巻』の「上戸」の場面を引用した17世紀の『太平記絵巻』(海北友雪筆、埼玉県立博物館蔵)にも確認でき、ここでは正面のトコノマはそのままに、左手のみ黒漆塗の框と蹴込を持つ畳床に描き変えている。なお、個人蔵本にみる蹴込を持つ板床は、狩野元信筆『酒呑童子絵巻』(16世紀、サントリー美術館蔵)にも確認でき、酒呑童子が横たわる背後に、掛軸と青磁の花瓶を置き、蹴込に壁と同種の唐紙を貼った板床が描かれる。3場面のうち複数のトコノマがある「上戸」の場面のみに後世の改変が集中し、この際一方のトコノマのみを畳床に変える点は注目でき、後世ほど板床と畳床の併存が意識されたことになる。

一方、土佐派系の作品では、トコノマは描かれておらず、屏風が立てられている。狩野派系の『酒飯論絵巻』に描かれた服飾等の風俗表現は、同時代的表現を意図したものとは指摘があり²⁰⁾、住空間においても同時代の建築的要素であるトコノマを選択したものと考えられる。

4.2 同制作者によるトコノマの仕様の描き分け

次に、同じ絵師工房で描かれた絵画史料として、17世紀に宮廷絵所預・幕府御用絵師を務めた住吉如慶(1599-1670)・具慶(1631-1705)の『東照宮縁起絵巻』(如慶筆、紀州東照宮蔵)²⁷⁾、『きりぎりす絵巻』(如慶筆、細見美術館蔵)²¹⁾、『洛中洛外図巻』(具慶筆、東京国立博物館蔵)²⁸⁾に注目し、仕様の描き分けを検討する。

まず『東照宮縁起絵巻』は、狩野探幽筆『東照宮縁起絵巻』(東照宮蔵)を写したもので、原本である探幽本では駿府城で家康と秀忠が天皇勅使を迎える場面に蹴込のある板床を選択し、壁に松と桜の障壁画を描く。如慶筆



図 4-1 『酒飯論絵巻』(茶道資料館蔵) 「上戸」

本においても、探幽本と同形式の板床が踏襲されている。

一方『きりぎりす絵巻』は、玉蟲の君と蟬の右衛門守がこおろぎの局の計らいで夫婦になる話で、描かれたトコノマは2場面あるが、全て黒塗の框を持つ畳床である。玉蟲の君の私的な空間にある畳床は、壁に金地の白梅と水景の絵画を描き、華やかな住空間を表現する(図 4-2)。また、婚礼の際楽器を奏で舞を舞う部屋に庭を正面として畳床があり、掛軸1幅・花瓶1基を置いて、会席者がトコノマを中心に車座に座す。いずれも、『東照宮縁起絵巻』に比べて内向きの空間であることに特徴がある。

さらに『洛中洛外図巻』では、歌会始の場面で庭を向く正面に畳床があり、壁に浜松のやまと絵を描き、柿本人麿の掛軸を掛け、白木の折敷を置いている。

したがって、住吉派の作品では、上流住宅の表向きの空間においては板床を描くが、比較的内向きの空間には畳床を選択したことが分かる。

なお、このような歌会や連歌の場面での畳床の例として、『武家邸内図屏風』(寛永17頃、萬徳寺蔵)²²⁾があり、右隻の花会の場面では庭の正面と側面に黒漆の框の畳床があり、また左隻の連歌会の場面では庭を正面に畳床があり、天神像の掛軸を掛けて朱塗りの卓に三具足を置く。『祇園・北野社遊楽図屏風』(17世紀、長円寺蔵)^{16,23)}の連歌堂の場面でも、庭の正面に畳床があり、天神像の掛幅を掛け花瓶を置き、少年がトコノマを背に座るが、框は黒塗ではなく白木である。(赤澤)

5. 室町期の様態にみる仕様の使い分けの成立要因

5.1 古記録にみる15~16世紀のトコノマの様態

以上のように内裏・江戸城は、いずれも公的な部屋(建物)では板床、私的な部屋(建物)では畳床を用い、絵画史料でもその使い分けが17世紀半ばから確認できる。ただし、内裏では年代が下がるに畳床の使用が表向にも広がる一方、江戸城では大広間・白書院上段の間等は幕末でも板床を堅持する点が相違する。そこで、まず板床=公、畳床=私という使い分けがいつ頃、なぜ成立したのかを、改めて座敷飾の成立期に遡って検討する。

室町期における座敷飾については、堀口捨己¹⁾・野地脩左²⁴⁾・川上貢²⁵⁾らの研究がある。15~16世紀の古記録等で座敷飾が確認でき、かつ部屋の用法がわかる例をまとめたものが表 5-1 である。

これをみると、押板の設置は2形式に分類でき、ひと



図 4-2 『きりぎりす絵巻』(細見美術館蔵)

つは後小松院御所会所の「六間」(応永 29)や小川御所東御所の「御対面所」(文明 3 頃)のように、この建物で最も広く、中心的な部屋に押板のみ独立して設けるもので、足利義教室町殿の新造会所(永享 6)の「御十二間」に「押板をかる」^{注 29)}として可動の押板を置く例もこれに近い。この方法は、細川高国邸の「御座間七間半」(永正 9)や三好義長邸「九間」(永禄 4)などまで続く。

もうひとつは、押板を違棚・付書院等と合わせて設ける形式で、醍醐寺金剛輪院常御所会所(永享元)の「御とこの間」では「御とこの間西おしいた」「たなの分」とこの分」とあり^{注 30)}、後者の「とこ」は付書院に当たると考えられている^{文 26)}。この方法は、足利義教室町殿の御泉殿(永享 5)の「御三間」や、同新造会所(永享 6)の「小鳥之御床間」や「橋立之御間」、東山殿会所(長享元)の「石山之間」、細川高国邸御座間(永正 9)の「西ノ次ノ御間」「兵庫ノ間」などがある。室町殿御泉殿の「御三間」は、『室町殿行幸御傍記』^{注 31)}によれば「御納戸の御帳」があり、東山殿会所「石山之間」も「御納戸御間」に隣接し、かつ細川高国邸御座間の「兵庫ノ間」は將軍御成の際の私室として用いられたと推測されていて^{文 1)}、やや私的な居間に当たる部屋が多く、押板のみの場合と対照的である。

一方床は、その記載に同史料中に「御床」「御床間」等の種類があり、後者について佐藤豊三は、「床間畳六帖」(『教言卿記』応永 13.4.4 条)などの記事から、「床間」とは押板・たな(違棚)・とこ(書院床)を備えた部屋を指すとした^{文 26)}。表 5-1 をみると、中心的な部屋で「床」「床間」がある例は毛利邸(天正 18)の「上段」が最初で、他は先述の東山殿会所「石山之間」や、小川殿西御所(文明 9)の「西のおちま」など、御納戸の隣接室や落間などやや内向きの場所にみられる。さらに、足利義教室町殿会所(永享 4)の「北之御茶立所」の「悠然之御床」や小川殿東御所(文明 3 頃)の「御寝所」「同次御間」、東山殿西指庵(文明 17)の茶立所とみられる「北二帖敷」の次の間など、

寝所・茶立所などより内向きの空間、格が下がる空間に「床」を設ける例がある。これらの「床」は、ユカを一段高くした上段のような役目のものと指摘されているが^{文 27)}、後世の対面空間での格式表現とは明らかに異なる用法であり、これが畳床の前身に当たると推測できる。

したがって押板と床は、九間など中心的な部屋では押板のみ、寝室や茶立所などでは床のみ、その中間の日常の居間に当たる部屋等では両方が設けられたといえ、早期から板床は公的、畳床は私的な場に用いるという使い分けが存在したことになる。

5.2 用法

これらの建物・部屋の使い方を日記等から検討する。

まず、法事や祈祷の例をみると、後小松院御所泉殿(会所)では応永 32 年(1425)の後円融院追福観音懺法で南面の「六間」を用い、「西押板」の中央に本尊を掛け、その前に卓を置いて供具・三具足を置いた^{注 32)}。また小川殿東御所では、長享 2 年(1488)に「五間」「西之五間」の 2 室で祈祷を行い、このうち「五間」には「推板」(押板)と「差棚」(違棚)があつて、北側の「推板」に本尊を南向に掛けた^{注 33)}。このように押板のある部屋を法事や祈祷に用いる例は、東山殿会所「九間」でもみられるが、延徳元年 10 月 13 日の例では押板のある北に、押板とは別に「仏台」を置いて正面としている^{注 34)}。

次に学問・文芸をみると^{注 35)}、足利義教の室町殿では、永享 7 年(1435)1 月 28 日の歌会では「御会所泉殿ニ参、於此所可有御会也、(中略)其後連歌被初」^{注 36)}、同 8 年正月 28 日の伏見宮貞成親王の御成では 3 棟いづれかの会所で連歌が行われた^{注 37)}ことがわかるものの、具体的な部屋や着座は不明である。また、『満濟准后日記』永享 4 年正月 19 日条によれば、常御所の「西向九間」と「次四間」での月次連歌会の將軍以下 18 人の着座が判明し、「西向九間」の南側に義教が北向きに座し、以下の公卿が

表 5-1 15~16 世紀における座敷飾の種類と位置

屋敷名 (記録年)	建物名 (竣工年)	室名	座敷飾				史料	屋敷名 (記録年)	建物名 (竣工年)	室名	座敷飾				史料	屋敷名 (記録年)	建物名 (竣工年)	室名	座敷飾				史料						
			床	押板	欄	書院					床	押板	欄	書院					床	押板	欄	書院							
醍醐寺法身院 (応永17)	会所 (応永17以前)	西御会所(九間)	○		○			足利義教室町殿 (永享9)	会所 (永享4)	蓮花堂 御眠床中 北御五間			△	○	注29 注40	東山殿 (大永3頃)	西指庵 (文明17)	西の四帖敷 北二帖敷 同次			△茶	*2							
後小松院御所 (応永32)	会所 (応永29)	六間	○		○		注32	小川殿 (大永3頃)	東御所 (文明3頃)	御対面所 御五間 東のおちま 御ひん所 御五間 御寝所			△茶		*2	細川高国邸 (永正9)	御座ノ間 西ノ次ノ御間 兵庫ノ間 三間 貫女ノ間	御座ノ間 七間半 西ノ次ノ御間 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	文1								
醍醐寺金剛輪院 (永享元)	常御所会所 (永享元)	御とこの間 (不明)	○	○	○	○	注30	西御所 (文明9)	御五間 西のおちま 御泉殿	○ ○ ○	○ ○ ○				浅井亮政邸 (天文3)	(不明)	奥之小座敷 御座敷 上之御茶湯 御くつろぎ所	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	*3								
足利義教室町殿 (永享9)	御泉殿 (永享5)	橋立之御間	○	○	○+△	○		東山殿 (大永3頃)	御会所 (長享元)	九間 西の六間 東御の間 北 かきづしの間 北 石山の間 西 御納戸御間 西 御茶湯間 御座敷 ひなの御座所 南 八景の間 西四間(緋作の間)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				三好義長邸 (永禄4)	御座敷	四間 御納戸 次三畳敷 六間 九間 四畳半 御休息所 上段 御成ノ間 下段(御成ノ間か)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ △茶 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	*4						
		御三間	○	○	△×2					御六間	○	○	○	○				毛利邸 (天正18)	御座敷	御成ノ間 上段(御成ノ間か) 下段(御成ノ間か)	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	*5				
		御二間	○	○	△					御五間	○	○	○	○				前田利家邸 (文禄3)	御成書院 居間書院 小書院 大書院 大広間	上々段 三之間 上之間 居間 上段 三之間 上段 三之間 上段 三之間	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	*6				
		御五間	○	○	△					御六間	○	○	○	○															
		御四間	○	○	△					御七間	○	○	○	○															
		御三間	○	○	△					御八間	○	○	○	○															
		御二間	○	○	△					御九間	○	○	○	○															
		御一間	○	○	△					御十間	○	○	○	○															
		御二間	○	○	△					御十一間	○	○	○	○															
		御三間	○	○	△					御十二間	○	○	○	○															
		御四間	○	○	△					御十三間	○	○	○	○															
		御五間	○	○	△					御十四間	○	○	○	○															
御六間	○	○	△			御十五間	○	○	○	○																			
御七間	○	○	△			御十六間	○	○	○	○																			
御八間	○	○	△			御十七間	○	○	○	○																			
御九間	○	○	△			御十八間	○	○	○	○																			
御十間	○	○	△			御十九間	○	○	○	○																			
御十一間	○	○	△			御二十間	○	○	○	○																			
御十二間	○	○	△			御二十一間	○	○	○	○																			
御十三間	○	○	△			御二十二間	○	○	○	○																			
御十四間	○	○	△			御二十三間	○	○	○	○																			
御十五間	○	○	△			御二十四間	○	○	○	○																			
御十六間	○	○	△			御二十五間	○	○	○	○																			
御十七間	○	○	△			御二十六間	○	○	○	○																			
御十八間	○	○	△			御二十七間	○	○	○	○																			
御十九間	○	○	△			御二十八間	○	○	○	○																			
御二十間	○	○	△			御二十九間	○	○	○	○																			
御二十一間	○	○	△			御三十間	○	○	○	○																			
御二十二間	○	○	△			御三十一間	○	○	○	○																			
御二十三間	○	○	△			御三十二間	○	○	○	○																			
御二十四間	○	○	△			御三十三間	○	○	○	○																			
御二十五間	○	○	△			御三十四間	○	○	○	○																			
御二十六間	○	○	△			御三十五間	○	○	○	○																			
御二十七間	○	○	△			御三十六間	○	○	○	○																			
御二十八間	○	○	△			御三十七間	○	○	○	○																			
御二十九間	○	○	△			御三十八間	○	○	○	○																			
御三十間	○	○	△			御三十九間	○	○	○	○																			
御三十一間	○	○	△			御四十間	○	○	○	○																			
御三十二間	○	○	△			御四十一間	○	○	○	○																			
御三十三間	○	○	△			御四十二間	○	○	○	○																			
御三十四間	○	○	△			御四十三間	○	○	○	○																			
御三十五間	○	○	△			御四十四間	○	○	○	○																			
御三十六間	○	○	△			御四十五間	○	○	○	○																			
御三十七間	○	○	△			御四十六間	○	○	○	○																			
御三十八間	○	○	△			御四十七間	○	○	○	○																			
御三十九間	○	○	△			御四十八間	○	○	○	○																			
御四十間	○	○	△			御四十九間	○	○	○	○																			
御四十一間	○	○	△			御五十間	○	○	○	○																			
御四十二間	○	○	△			御五十一間	○	○	○	○																			
御四十三間	○	○	△			御五十二間	○	○	○	○																			
御四十四間	○	○	△			御五十三間	○	○	○	○																			
御四十五間	○	○	△			御五十四間	○	○	○	○																			
御四十六間	○	○	△			御五十五間	○	○	○	○																			
御四十七間	○	○	△			御五十六間	○	○	○	○																			
御四十八間	○	○	△			御五十七間	○	○	○	○																			
御四十九間	○	○	△			御五十八間	○	○	○	○																			
御五十間	○	○	△			御五十九間	○	○	○	○																			
御五十一間	○	○	△			御六十間	○	○	○	○																			
御五十二間	○	○	△			御六十一間	○	○	○	○																			
御五十三間	○	○	△			御六十二間	○	○	○	○																			
御五十四間	○	○	△			御六十三間	○	○	○	○																			
御五十五間	○	○	△			御六十四間	○																						

西側から順に部屋を一巡するように座している。この「西向九間」「次四間」は、同年正月 13 日の歌会でも使用されているが³⁸⁾、トコノマの存在は確認できない。

注目したいのは、行幸等での建物・部屋の使い分けである。まず永享 9 年(1437)の後花園天皇の室町殿行幸³⁹⁾では、寝殿の東庇北方の四間を「諸司の御所」とし、他に「夜御殿」「常之御所」「御湯殿之うへ」等が設けられた。初日の晴之御膳は寝殿南庇で行われたが、一献は「西の御六間」、2 日目の和歌会は「諸司の御所」の装束を改めて行われた。和歌会では、西寄りに天皇が座し、その東に南北 2 列に公卿が列しており、「西の御六間」と合わせて場が設えられたと考えられる。また、5 日目夜の詩歌の披講は、御舟遊の後、会所を釣殿に準えて行われ、「東之御六間」の北寄りに天皇が座し、南に東西 2 列に公卿が座した。共通するのは、いずれも建物の中心的な部屋ではなく、その隣室が用いられた点である。天正 16 年(1588)の後陽成天皇の聚楽第行幸⁴⁰⁾では、和歌会の場所は不明だが、多人数では披講が成り難いとの理由から相伴の人数を限っており、この点からも部屋の広さがある程度限定されたことが想像できる。これは、年代が下った寛永 3 年(1626)の後水尾天皇の二条城行幸でも同様で、和歌会は行幸御殿のうち最も格の高い上段ではなく、「階之間」すなわち南面中央の中段で催され、庭内の釣殿にも短冊箱・硯などの道具が設えられた⁴¹⁾。

すなわち、近世の連歌・和歌など学芸の場での畳床の使用は、連歌会・和歌会が御幸等の際やや私的な空間で行われたこと、こうした部屋に「床」すなわち畳床が多用されたことから育まれた可能性を指摘できる。(小沢)

6. 上層住宅におけるトコノマの仕様の变化と要因

では、なぜ公的な部屋でも畳床を用いるようになったのだろうか。試みに、現存する江戸中期以降の城郭御殿をみると、板床は数寄屋造の成巽閣群青の間(文久 3)のみで、寛延 2 年(1749)完成の高知城本丸懐徳館をはじめ、柳本陣屋表向御殿(天保 15)・掛川城書院(文久元)など最も表向の建物でも畳床を採用する。これは、佐賀城本丸御殿外御書院(天保 9)³⁰⁾、金沢城二の丸御殿表御殿(宝暦 13)³¹⁾など、指図から知られる江戸時代後期以降の城郭御殿の表向でも確認でき、冷泉家住宅(寛政 2)や旧桂宮御殿御書院(寛政 5、現二条城本丸御殿御書院)など公家住宅でも共通する。

一方、近世初期の城郭御殿のうち、現存遺構や史料からトコノマの仕様が判明する例は、二条城御殿(慶長 8)が最古である。現存する二条城二の丸御殿は、慶長度の御殿を寛永 3 年(1626)に改造したもので、痕跡および慶長度の普請帳に「床かまち」とあることから、現在畳床の白書院は慶長度も畳床だったことがわかる³²⁾。慶長度の二条城には、「広間」「南殿」・「御書院」「前殿」・

「奥御座間」「奥ノ間」「常御所」等が存在し、現在の白書院は「奥御座間」に当たる³³⁾。また寛永度も、遠侍・大広間(造営時は「広間」)・黒書院(「小広間」)が板床であるのに対し、白書院(「御殿」)のみ畳床である。この使い分けは名古屋城でも共通し、慶長 20 年造営の「遠侍」「御廣間」「御対面所」は板床、寛永 11 年造営の御殿では「御成書院」のみ板床、「梅之間」「黒木書院」は畳床を採る⁴²⁾。

さらに、寛永 3 年の造営の大坂城本丸御殿は、御殿の主室廻りの実測図である「大坂城内旧御殿写」⁴³⁾および『大坂城誌』³⁵⁾によれば、大広間や小広間(白書院)上段、対面所は板床、小広間の連歌之間も「床板長四間楠ノ一枚板」の板床だったが、黒書院は「床縁黒塗」の畳床、銅御殿も指図に「畳床」とあって、やはり黒書院や内向の建物に畳床が用いられている。なお、これに先立つ天正 11 年(1583)頃に豊臣秀吉が造営した大坂城本丸御殿は、中井家所蔵の指図により表御殿に「御対面所」「御黒書院」「御書院」「御座間」があったことが知られる³⁶⁾が、『宗湛日記』によると、天正 15 年正月 3 日の大茶会で用いた部屋には「チガイ棚」と「二間ホトニミュル」という「床」があり、違棚とトコノマの境の柱に花入、床に三幅対を懸け、その前に茶壺を置いている。この建物は、座敷飾からみて「御黒書院」に該当し、茶席として床柱に花を懸けるなどの使い方から畳床だった可能性があり、「御黒書院」の畳床の採用は天正年間に遡ることになる。

注目したいのは、板床を用いる建物の創建期の呼称は「広間」「小広間」、畳床を用いる建物は「黒木書院」「御書院」等と異なる点である。平井聖は、近世住宅の殿舎構成は、明暦年間以降、広間-対面所-御座間から大書院-小書院-居間書院に変わり、かつ平面も対面と居住機能を併存する 2 列・3 列型から、機能を特化した一列型に変化したことを明らかにした³⁾。先述の通り、畳床の採用が表向にも拡大した時期はこの変化と符号し、また江戸時代前期に板床は「広間」、畳床は「書院」の名称を持つ建物で用いられたことを考え合わせれば、表向での畳床の採用は「書院」の表向への進出に伴うものであり、江戸城は江戸期を通じて古式の「大広間」を踏襲したため、長く板床が用いられたと考えられる。(小沢)

7. 庶民住宅におけるトコノマの仕様と用法

7.1 トコノマの仕様と改造傾向

従来、庶民住宅のトコノマについては、役人等を迎えるため名主など上層農家から設けられたこと、藩による禁令等により普及に差が生じたことなどが指摘されている³⁷⁾。ただし、その普及実態が定量的に論じられたことはなく、かつ庶民住宅でのトコノマの形態が本当に上層住宅と同じであるのか、検証されているとは言い難い。

そこで、国重要文化財に近世の「民家」として指定された 341 戸⁴⁴⁾のうち、修理工事報告書が刊行され改造の

詳細が判明する 261 戸を対象に、トコノマの有無や仕様、改造傾向を分析する。この際、1 住戸内に複数設けられた場合は個々に扱い^{注 45)}、関東地方等で設けられるいわゆる「押板床」(以下オシイタと呼ぶ)も含め、図面や解説で「床」「床の間」等と記載された設備全てを対象とする。

(1) トコノマの有無と仕様

まず、当初平面でトコノマの有無と仕様をみると、トコノマが無い例は 83 戸、ある例は 178 戸である。地域別にみると、東北地方・関東・北陸・九州地方はトコノマが無い例が 3 割前後あり、特に東北は 4 割近いが、他は 8 割がトコノマを設置する。

これらに設けられたトコノマの総数は 354 件で、仕様を畳床/框、板床/框、板床/蹴込、板床/框・蹴込の 4 形式に分けてみると(図 7-1)、仕様が判断できない 63 件を除き、板床/框が 140 件で半数近くを占め、畳床/框(95 件)がこれに次ぐ。板床/蹴込(20 件)、板床/框・蹴込(18 件)はそれぞれ 5%ほどで極めて少ない。先にみた内裏・江戸城の場合、板床は蹴込を持つ「押板」が圧倒的に多く、框床は御茶屋等に限定されるから、板床/框は庶民住宅に特徴的な仕様といえる。地域別にみると、東北・関東・九州地方は、板床/框が畳床/框の 3 倍以上と圧倒的に多く、特に東北地方はトコノマが無い 4 割を除けば、板床/框が 8 割弱に当たる。残る地域は、板床/框と畳床/框がほぼ同数で、トコノマの有無と合わせ地域差が顕著である。

建築年代からみた年代傾向も同様で、東北地方では 18 世紀後半でもトコノマが無い例が半数あり、畳床は町家の石塀家住宅(青森)と旧滝沢本陣横山家住宅(福島)の本陣座敷 2 室などに限られる。関東地方では(図 7-2)、17 世紀以前は板床/蹴込、板床/框・蹴込が大多数だが、これは彦部家住宅(群馬)・永井家住宅(東京)・北村家住宅(神奈川)にみるように、「広間」など主室以外に設けられたオシイタで、主室のトコノマは先述の北村家住宅でも板床/框であって、板/框または板床/框・蹴込が主である。このオシイタは、旧御子神家住宅(千葉、安永 8)等を最後に消滅し、替わって 19 世紀に畳床/框が増加する。

一方近畿地方は(図 7-3)、室町期に遡る古井家住宅(兵庫)など 3 戸はトコノマが無いが、笹岡家住宅(奈良)など 17 世紀前半の民家ですでに畳床/框を用いることが特徴で、18 世紀前半には町家・民家に関わらず、畳床/框と板床/框がほぼ同数となる。甲信越・北陸地方も畳床/框が 17 世紀～18 世紀前半に存在するが、本棟造の曾根原家住宅・島崎家住宅(長野)や社家の瓜生家住宅(富山)など家格に限られ、近畿地方は突出して早い。また、中国地方は菊屋家住宅(山口)・太田家住宅(広島)など町家を中心に 18 世紀前半から畳床/框を用い、九州地方は関東と同様、畳床/框の採用が 19 世紀まで下る。

したがってトコノマは、東北地方は設置が遅く、関東

地方は主室以外に蹴込の板床、主室に框の板床を使い分け、近畿地方は畳床を早期から用いるといえ、早期から地域ごとに選択の差があることが指摘できる。

(2) 改造にみる仕様の特徴

次に、復原修理前の平面(以下、現状平面と呼ぶ)でトコノマの設置をみると(図 7-4)、件数は当初平面の 354 件から 416 件に増加し、トコノマが無い事例も 28 戸に減少することから、後世の改造が多いことが窺える。そこで、現状平面と各期の復原平面から、改造傾向を地域別に検討する。トコノマの改造は、元の場所からの「撤去」、位置を変更する「移動」、形式等を変える「仕様変更」、既存の部屋に新設する「増設」、トコノマを持つ部屋全体を増築する「増築」の 5 種に分けられ、このうち仕様別の事例数に影響しない「移動」以外を集計した。

まず、東北地方と北陸地方は改造が少なく、特に東北は創建当初から現状までトコノマを設けない例が 6 戸ある。トコノマを 1 度も設けない例は全国で 23 戸のみで、約 3 割が東北に集中することになる。東北地方については、小倉強が各藩の禁令をまとめている^{文 38)}が、トコノマの設置を禁じるのは文化 2 年(1805)の新庄藩の法令のみで、他は違棚や「明ル床」(付書院)の禁止(会津藩、文政 7)、「床縁并襖之堅縁」の禁止(会津藩、天保 14)、「数寄の普請」の禁止(米沢藩、寛政元)等であり、他藩よりトコノマの設置が制限された事実はない。

次に関東地方は(図 7-5)、撤去・増設・増築を合わせて改造が極めて多く、撤去はオシイタに当たる板床/蹴込と板床/框・蹴込に集中する。その結果、当初平面ではトコノマの設置数の 34%を占めたこの 2 種の比率は、現状平面では 20%に減少する。撤去時期は明治以降が圧倒的に多く、替わって 19 世紀以降主室へのトコノマの増設・増築が増加する。その仕様は、彦部家住宅(群馬)^{文 39)}のように文化年間に畳床を増設する例もあるものの、当初平面の傾向と同様、板床/框が主で畳床/框は少ない。北陸地方・甲信越地方は、増設・増築が関東より少ないが、やはり板床/框にほぼ限定する。

一方近畿地方は(図 7-6)、トコノマの増築・増設が最も多く、当初平面では 12 戸存在したトコノマが無い事例も、現状平面では 2 戸まで減少する。特に、杉山家住宅(大阪)や奥家住宅(大阪)など主室や別棟の増築が 18 世紀前半からみられ、畳床/框が板床/框とほぼ同数である点が特徴的である。また、中村家住宅(奈良)^{文 40)}では当初の主室「ざしき」は畳床/框、幕末に増築した「東の間」も畳床/框、片岡家住宅(奈良)^{文 41)}では当初の主室が板床/框、天明 2 年(1782)に増築した「客座敷」も板床/框など、茶室等特殊な用途を除き、増築・増設部分に当初と同じ仕様を採る例が多いため、当初平面と現状平面で畳床/框と板床/框の比率はほぼ等しく、保守的である。中国地方も同様だが、増設・増築時期は 19 世紀に遅れる。

すなわち、関東地方では18世紀以前に多数存在したオシイタが近代に減少し、東北地方では当初平面のみでなく後世のトコノマの増設も少ないことを除けば、当初の仕様を改造でも踏襲する傾向が強く、地域ごとの特徴が年代が下っても保持され続けたといえる。

7.2 改造にみる用法と仕様との関係

以上を踏まえ、特徴差が顕著な関東地方と近畿地方を対象に、用法と仕様との関係を改造理由から検討する。

(1) 関東地方

まず羽石家住宅(栃木)^{文42)}は、元禄2年(1689)の創建当初は正面側に主室を置き、ここにオシイタを設けていたが、大正12年に祭礼の頭屋を勤める際、主室の位置を背面側に移して旧主室と続き間とし、トコノマを新主室に移した。仕様は、新旧とも板床/蹴込だが、奥行が柱幅程度から2尺に広げられている。また阿久沢家住宅(群馬)^{文43)}は、創建時はトコノマが無かったが、江戸末～明治初に板床/框を増設、さらに昭和24年の当主の結婚を機に、トコノマの向きを変えて桁行側に並ぶ続き間とした。いずれも続き間の下手の部屋は、接客専用ではなく普通の来客や居間にも用いたとみられる。

こうした転用型の接客座敷について青木正夫は、家族の生活空間の拡大のため、従前の格式的な続き間を改善した近代的な平面であり、続き間が強く求められたのは親族関係との日常的な交際と、葬送や法事、婚礼など伝統的儀礼の重視によると指摘している^{文44,45)}。続き間の設置のため近代にトコノマを増設・移動した例は、他に吉田家住宅(埼玉、昭和初期改造)^{文46)}や椎名家住宅(茨城、

明治28年トコノマ付の離座敷を増築)^{文47)}等があり、また中村精二は岡山県下津井を例に、町家の二階座敷が明治期以降の婚礼披露の儀式の盛行により増加したことを報告している^{文48)}。先述の通り、大河直躬はオシイタが初期には仏壇に近い先祖祭祀の場だった可能性を示しており^{文4)}、関東で明治以降にオシイタの撤去と主室のトコノマの増設が増加することを考え合わせれば、トコノマの変化は親族儀礼の場の充実を示すと見える。

(2) 近畿地方

近畿地方は、先述の通りトコノマの増築・増設が最多だが、次に多い関東地方と比べると、関東ではトコノマを増設する際、既存のトコノマを撤去して1戸に1ヶ所に限定する例が多いのに対し、近畿では既存のトコノマの撤去が少なく、1戸で複数のトコノマを持つ例が増加する点が相違する。近畿地方の全56戸のうち、現状平面で複数のトコノマを持つ例は30戸に及び、かつ笹岡家住宅(奈良)や奥家住宅(大阪)のように、江戸期には主室と別棟座敷が併存し、主室のみが現存する例もあるから、本来はさらに例が多いことになる。

このうち、仕様の異なるトコノマを持つ例で使い分けをみると、三上家住宅(京都、天明3)^{文49)}では、当初からの主室は畳床/框、文政3年(1820)増築の新座敷も同様だが、天保9年(1838)増築の庭座敷は主室が畳床/框、次の間と寄付が板床/框である。また行永家住宅(京都、文政8)^{文50)}では、当初からある主室は畳床/框、幕末期に増築された寝室は板床/框、北田家住宅(大阪、江戸中期)^{文51)}も当初は主室・次室・寝室とも板床/框だが、嘉永元年(1848)頃の改造で主室は畳床/框、増築した座敷

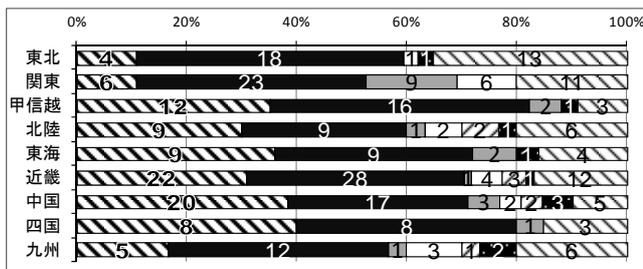


図 7-1 当初平面にみるトコノマの仕様の地域的傾向(数字は件数)

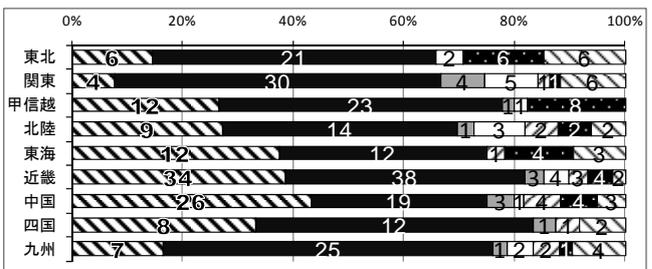


図 7-4 現状平面にみるトコノマの仕様の地域的傾向(数字は件数)

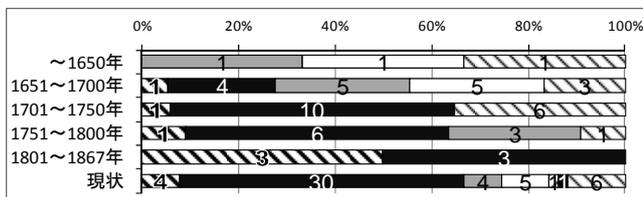


図 7-2 関東地方におけるトコノマの建築年代別の傾向(数字は件数)

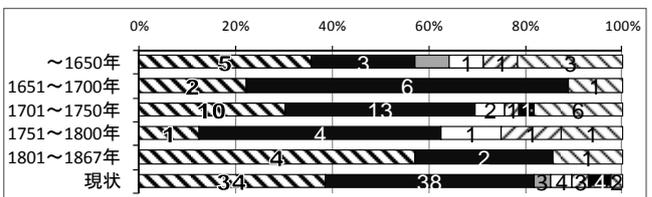


図 7-3 近畿地方におけるトコノマの建築年代別の傾向(数字は件数)

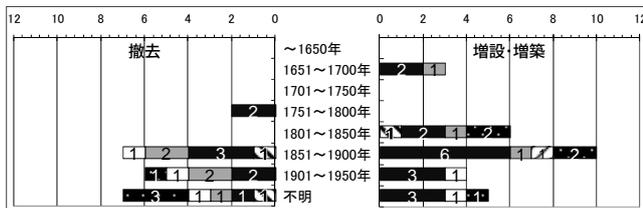


図 7-5 関東地方におけるトコノマの改造傾向(数字は件数)

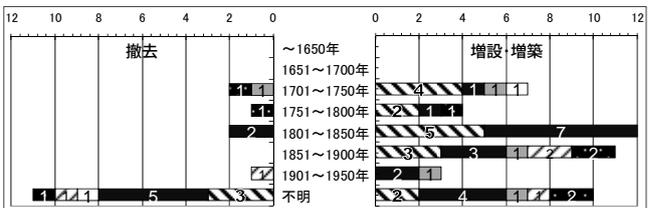


図 7-6 近畿地方におけるトコノマの改造傾向(数字は件数)

凡例: 畳/框 (diagonal lines), 板/框 (solid black), 板/蹴込 (horizontal lines), 板/框・蹴込 (white), 撤去 (vertical lines), 増設・増築 (diagonal lines), 不明 (dotted), トコノマ無 (white)

は板床/框になっており、複数のトコノマがある場合、明らかに板床より畳床が格上の部屋に用いられている。これは、当初から複数のトコノマを持つ例も同様で、山添家住宅(大阪, 宝永2)^{文 52)}は、角屋で突き出す「おくざしき」が畳床/框、「ざしき」と「なんど」が板床/框である。畳床/框を設ける場合、棚や付書院も設け、面皮柱や色壁など数寄屋風意匠を加味する点も特筆できる。

大河直躬は、近畿圏では古くは武士等を迎えるための接客空間を別棟で設ける例が多く、この機能が主屋内に入るのは17世紀中期で、それ以前の主屋の主室は仏壇・祭壇を置くなど先祖祭祀を主目的としたと推測している^{文 4)}。早期に畳床/框を用いる事例のうち、吉村家住宅(大阪, 江戸前期)・降井家書院(大阪, 江戸前期)・奥田家住宅(大阪, 17世紀末)はこの別棟座敷を持つ例に当たり、また旧臼井家住宅(奈良, 元禄頃)^{文 53)}は主室「おくざしき」を通常の整形四間取に付設する特異な平面、中村家住宅(奈良, 寛永9)は創建時には「遠州御殿」と伝える接客用の離れ座敷を別に所有した(現存せず)。一方、同時期の板床の例では、石田家住宅(京都, 慶安3)や藤田家住宅(奈良, 17世紀末)、豊田家住宅(奈良, 寛文2)など、仏壇や仏間を附属する例が極めて多い。

したがって、畳床は早期には武士階級を迎えるにふさわしい設備として採用される一方、板床は先祖祭祀の場に採用されたと考えられる。(長田・小沢)

8. おわりに

以上、トコノマについて、上層住宅・庶民住宅それぞれの仕様の使い分けと用法を検討した。トコノマそのものをどう使うのかについては史料等の制約から具体性を欠いた点が歪めないが、設置される部屋の性格とその用法から推論を行った。判明した諸点は次の通りである。

- 1) 内裏・院御所では、宝永度以前は公的な場は板床、私的な場は畳床を使い分け、特に書院・学問所など学芸の場で畳床の使用が顕著だが、宝永度以降表向でも畳床が採用され、寛政度以降全て畳床となった。
- 2) 江戸城では、公的な場は板床、私的な場は畳床を用い、特に大広間・白書院上段の間等は幕末でも板床を堅持したが、同じ白書院でも連歌の間は畳床を用いた。
- 3) 公的な場は板床、私的な場は畳床という使い分けは、絵画史料において17世紀に確認できる。
- 4) 室町期の会所等では、中心的な部屋では押板のみ、寝室・茶立所では床のみ、その中間の居間等では両方が設けられ、板床を公的、畳床を私的な場に用いる使い分けが成立期から存在した。
- 5) 学芸の場での畳床の頻出は、御幸・御成において連歌や和歌がやや私的な空間で行われたこと、こうした部屋に畳床が多用されたことから育まれた可能性が高い。
- 6) 表向での畳床の採用は、広間-対面所から大書院-小書

院への殿舎構成の変換期と一致することから、表向への「書院」の登場に伴うもので、江戸城は古式の「大広間」を保持したため板床を踏襲したと考えられる。

- 7) 庶民住宅のトコノマは、東北では年代に関わらず設置が少なく、関東ではオシイタの撤去と板床/框の設置が同時期に進み、近畿では早期から畳床を多用するなど地域毎に特徴が相違し、年代が下つても踏襲した。
- 8) 関東におけるオシイタの撤去と主室の板床の増設は、近代における親族儀礼の重視による一方、近畿では畳床は武士階級の接客の場、板床は家族用の先祖祭祀の場で使い分けられたと考えられる。

したがってトコノマは、上層住宅では成立期である室町時代の用法と性格、庶民住宅では先祖祭祀と接客・親族儀礼が仕様の使い分けの原点にあるといえ、身分・地域ごとの規定を持ちつつ使い続けられたといえる。

<注>

- 1) トコノマが無いことが明らかな紫宸殿・清涼殿および若宮御殿・姫宮御殿・女御御里御殿等は除き、既存建物を再用した場合、最初の造営時に記載した。また、再用のみで新築が無い御所、史料が著しく不足する御所は除外した。
- 2) 板・畳の記載のほか、床框が確認できる場合は畳床、奥行が半間より著しく狭い場合板床と判断した。
- 3) 御学問所については、藤田勝也が文献7,8で後水尾天皇以前の用法を検討し、北面は天皇学問・学芸の場、南面は学問関連の儀式の場だったと指摘している。
- 4) 『本源自性院記』寛永8年1月19日条。なお史料では建物名を「弘御所」とするが、寛永度後水尾院御所指図に広御所はなく、また史料所収の見取図は御対面所の平面と合致する。
- 5) 和歌会の作法や役割については、文献11に詳しい。
- 6) 内裏清涼殿の和歌御会始の例は、『本源自性院記』寛永15年1月19日条、『宣順卿記』明暦3年1月19日条など。
- 7) 『中院通村日記』慶長20年2月9日条。文献10所収。
- 8) 『中院通村日記』元和5年2月10日条。文献10所収。
- 9) 『通誠公記』貞享3年5月19日条。
- 10) 『本源自性院記』寛永16年10月5日条。
- 11) 『院中番衆日記』元禄3年10月24日条。文献10所収。
- 12) 「正徳六年千秋万歳鋪設図」文献6所収。
- 13) 『中院通村日記』慶長20年2月12日条。文献10所収。
- 14) 『資勝卿記』寛永15年12月5日条。文献10所収。
- 15) 『隔蔭記』承応3年正月9日条。
- 16) 『兼輝公記』延宝8年6月13日条。文献10所収。
- 17) 「正親町院三回聖忌八講図」。文献6所収。
- 18) 「後陽成天皇七回聖忌八講図」。文献6所収。
- 19) 『隔蔭記』寛永21年8月26日条。
- 20) 『隔蔭記』慶安2年8月18日条。
- 21) 『隔蔭記』承応2年6月18日条。
- 22) 「仙洞儀法并陸座拈香入室略記」文献10所収。
- 23) 表・中奥のトコノマの仕様については、東京都立中央図書館特別文庫東京史料文庫蔵「甲良家文書」の平面図・矩計図・建地割図による。大奥のトコノマについては、「御本丸大奥御殿御床棚絵図」(東京都立中央図書館特別文庫東京史料文庫蔵)に詳細図があるが、仕様を判断できない。
- 24) 大奥のトコノマについては、座敷飾の組み合わせから部屋の格式を論じたものとして、文献14がある。
- 25) この文書は年紀がないが、「土屋采女正」の名があり、『大

- 成武鑑』『嘉永武鑑』によると天保14年11月～嘉永3年8月に奏者番を勤めていることから、天保15年～嘉永3年のものと判断できる。
- 26) 文献16、『日本美術全集 12 水墨画と中世絵巻』講談社, 1992, 文化遺産オンライン HP, 九州国立博物館 HP 等参照。
- 27) 探幽本は『続々日本絵巻大成 8 巻』中央公論新社, 1994, 如慶本は『紀州東照宮の歴史』和歌山県立博物館, 1990, 所収。
- 28) 東京国立博物館 HP 名品ギャラリー参照。
- 29) 『室町殿行幸御傍記』文献26所収。
- 30) 『御会所御飾注文』および『満濟准后日記』永享2年3月16日条。文献25による。
- 31) 注29に同じ。
- 32) 『薩戒記』応永32年4月11日条。文献25による。
- 33) 『薩涼軒日録』長享2年正月16日条。
- 34) 『薩涼軒日録』延徳元年10月13日条。
- 35) 室町期の和歌・連歌の場については、文献28, 29がある。
- 36) 『看聞日記』永享7年1月28日条。
- 37) 『看聞日記』永享8年1月28日条。
- 38) 『満濟准后日記』永享4年正月13日条。
- 39) 『永享九年十月二十一日行幸記』(群書類従3 帝王部)。
- 40) 『聚樂第行幸記』(群書類従3 帝王部)。
- 41) 『寛永行幸記』国立公文書館蔵。『後水尾天皇実録』に一部収録。
- 42) 建物名称は『金城温古録』所収図による。
- 43) 大阪城天守閣所蔵。文献34所収。
- 44) 指定件数は、2010年6月現在。
- 45) 主屋が分棟型や複数の別棟による場合、一体として扱った。
- 21) 珠玉の日本美術: 千葉市美術館, 1996。
- 22) 泉万里: 武家屋敷の春と秋 萬徳寺所蔵「武家邸内図屏風」, 大阪大学出版会, 2007
- 23) 天神様の美術: 東京国立博物館他, 2001
- 24) 野地脩左: 日本中世住宅史研究, 臨川書店, 1955
- 25) 川上貢: 日本中世住宅の研究, 墨水書房, 1967
- 26) 佐藤豊三: 將軍「御成」について(二), 金鯨叢書第二號 史学美術史論文集, pp. 462-491, 徳川黎明会, 1975
- 27) 川本重雄: 住まいの系譜と飾りの系譜, 講座日本美術史第5巻, 東京大学出版会, pp. 35-59, 2005
- 28) 廣木一人: 連歌張行の建物・部屋, 文学3(5), pp. 14-27, 岩波書店, 2002. 9
- 29) 井戸美里: 『看聞日記』における座敷の室礼, 看聞日記と中世文化, pp. 289-322, 森話社, 2009
- 30) 佐賀城本丸御殿復原工事報告書, 佐賀県立佐賀城本丸歴史館, 2006
- 31) 金沢城研究調査室編: よみがえる金沢城, 北國新聞社, 2007
- 32) 西和夫・小沢朝江: 二条城二の丸御殿白書院の復原研究, 日本建築学会計画系論文集 No. 489, pp. 205-211, 1996. 11
- 33) 川上貢: 二条城の規模と建築の変遷, 元離宮二条城, 小学館, 1974
- 34) 松岡利郎: 徳川再築大坂城の本丸御殿, 日本名城集成 大坂城, 小学館, 1985
- 35) 小野清: 大坂城誌, 小野清, 1899
- 36) 宮上茂隆: 豊臣秀吉築造大坂城の復元的考察, 建築史研究, pp. 1-30, 1967. 5
- 37) 伊藤ていじ: 日本の美術 25 民家, 平凡社, 1965
- 38) 小倉強: 東北の民家, 相模書房, 1955
- 39) 文化財建造物保存技術協会(以下文建協と略記): 重要文化財彦部家住宅主屋保存修理工事報告書, 彦部敏郎, 1999
- 40) 奈良県文化財保存事務所: 重要文化財中村家住宅修理工事報告書, 奈良県教育委員会, 1974。
- 41) 奈良県文化財保存事務所: 重要文化財片岡家住宅主屋・表門修理工事報告書, 奈良県教育委員会, 1981
- 42) 文建協: 重要文化財旧羽石家住宅移築修理工事報告書: 栃木県茂木町, 茂木町教育委員会, 1978
- 43) 文建協: 重要文化財阿久沢家住宅保存修理工事報告書, 阿久沢家住宅保存修理委員会, 1975
- 44) 高崎幸治・青木正夫他: 中流住宅の平面構成に関する研究 第17報 近代における続き間座敷の存在基盤(1), 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp. 1115-1116, 1984
- 45) 宮崎信行・青木正夫他: 中流住宅の平面構成に関する研究 第18報 近代における続き間座敷の存在基盤(2), 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp. 1117-1118, 1984
- 46) 文化財建造物保存技術協会: 重要文化財吉田家住宅修理工事報告書, 吉田家住宅修理委員会, 1998
- 47) 重要文化財椎名家住宅修理工事報告書, 重要文化財椎名家修理委員会, 1971
- 48) 中村精二: 通過儀礼・年中行事から見た岡山地方の町家の空間の使い分けについて, 日本建築学会計画系論文集 No. 581, pp. 231-236, 2004. 7
- 49) 京都伝統建築技術協会: 京都府指定有形文化財三上家住宅整備工事報告書, 宮津市教育委員会, 2001
- 50) 重要文化財行永家住宅修理工事報告書, 京都府教育庁指導部文化財保護課, 2002
- 51) 文建協: 重要文化財北田家住宅主屋・表門・乾蔵・北蔵・土堀(含裏門)・撥木納屋修理工事報告書, 北田騰造, 1988
- 52) 文建協: 重要文化財山添家住宅修理工事報告書, 山添家住宅保存修理委員会, 1973
- 53) 奈良県立民俗博物館: 重要文化財旧臼井家住宅移築修理工事報告書, 奈良県, 1977

<参考文献>

- 1) 堀口捨己: 書院造と数寄屋造の研究, 鹿島出版会, 1978
- 2) 太田博太郎: 床の間: 岩波新書, 1978
- 3) 平井聖: 日本の近世住宅: 鹿島出版会, 1968
- 4) 大河直躬: 住まいの人類学, 平凡社, 1986
- 5) 平井聖編: 中井家文書の研究一—八, 中央公論美術出版, 1976-1983
- 6) 藤岡通夫: 京都御所, 彰国社, 1956
- 7) 藤田勝也: 中世天皇御所における御学問所の成立と展開, 日本建築学会計画系論文集 No. 560, pp. 269-276, 2002. 10
- 8) 藤田勝也: 中近世天皇御所における御学問所の変容と展開, 日本建築学会計画系論文集 No. 580, pp. 221-227, 2004. 6
- 9) 斎藤英俊: 山里と草庵, 日本美術全集 11, 講談社, 1992
- 10) 天皇皇族実録, ゆまに書房, 2005-2006
- 11) 山本啓介: 詠歌としての和歌 和歌会作法・字余り歌, 新典社, 2009
- 12) 横井金男: 古今伝授の史的研究, 臨川書店, 1980
- 13) 東京市史稿 皇城篇, 東京市, 1911-1925
- 14) 服部佐智子・篠野志郎: 江戸城本丸御殿大奥御殿向における殿舎の室内意匠からみた殿舎機能 近世における女性の生活空間としての江戸城本丸御殿大奥にみる空間構成の変遷と実態その3, 日本建築学会関東支部研究報告集 II, pp. 273-276, 2009
- 15) 平井聖・伊東龍一: 城郭・侍屋敷古図集成 江戸城 I (城郭), 至文堂, 1992
- 16) 特別展いけばな, 江戸東京博物館, 2010
- 17) 並木誠士: 酒飯論絵巻考—原本の確定とその位置付け, 美学 45号, pp. 64-74, 1994
- 18) 並木誠士: 酒飯論絵巻と狩野元信, 美術史 44, pp. 79-94, 1995
- 19) 並木誠士: 食風俗描写史・試論—絵巻物に見る食風俗, 国立歴史民俗博物館研究報告 71号, pp. 713-728, 1997
- 20) 並木誠士: 近世初期風俗画の源流としての酒飯論絵巻, 芸術研究 12, pp. 1-13, 1999